



熊本県公報

第 1 1 9 2 2 号

平成 22 年 7 月 6 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○平成22年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算の要領……………	(財政課) 1
○予算の専決処分……………	(〃) 11
○特定計量器定期検査の実施……………	(産業支援課) 13
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 14
○道路の供用開始……………	(〃) 15
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農村計画・技術管理課) 15
○県営土地改良事業計画の決定……………	(〃) 15
○県営土地改良事業計画の決定……………	(〃) 16
○県有財産の売却……………	(管財課) 16
○県営土地改良事業計画の決定……………	(農村計画・技術管理課) 17
○県営土地改良事業計画の決定……………	(〃) 17
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工振興金融課) 17
登 載 依 頼	
○平成22年度行政書士試験の実施……………	(財団法人行政書士試験研究センター) 18
○平成22年度第1回熊本県医療審議会の開催……………	(熊本県医療審議会) 19
○平成22年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会の開催……………	(県政情報文書課) 20
○第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の開催……………	(熊本県環境審議会) 20
正 誤	
○平成21年1月16日熊本県公告第22号(土地改良区役員 の退任及び就任)中……………	(農村計画・技術管理課) 21

告 示

熊本県告示第692号

平成22年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算が平成22年6月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成22年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

平成22年度熊本県の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,588,214千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ719,221,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		5,357,574	107,600	5,465,174
	1 分担金	340,580	18,850	359,430
	2 負担金	5,016,994	88,750	5,105,744
2 国庫支出金		97,468,824	537,576	98,006,400
	1 国庫負担金	38,390,730	22,211	38,412,941
	2 国庫補助金	55,722,499	513,933	56,236,432
	3 国庫委託金	3,355,595	1,432	3,357,027
3 繰入金		32,511,334	2,448,551	34,959,885
	1 基金繰入金	31,732,106	2,448,551	34,180,657
4 繰越金		215,770	284,464	500,234
	1 繰越金	215,770	284,464	500,234
5 諸収入		42,025,792	94,023	42,119,815
	1 受託事業 収入	1,819,015	500	1,819,515
	2 雑 入	4,214,740	93,523	4,308,263

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
6 県 債		123,913,000	116,000	124,029,000
	1 県 債	123,913,000	116,000	124,029,000
歳 入 合 計		715,632,907	3,588,214	719,221,121
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		31,568,224	73,832	31,642,056
	1 総務管理費	13,644,920	24,287	13,669,207
	2 企 画 費	4,197,060	19,085	4,216,145
	3 徴 税 費	6,936,370	30,460	6,966,830
2 民 生 費		88,872,242	1,773,527	90,645,769
	1 社会福祉費	61,516,771	1,695,153	63,211,924
	2 児童福祉費	22,921,816	78,374	23,000,190
3 衛 生 費		45,401,685	286,899	45,688,584
	1 公衆衛生費	33,792,609	285,607	34,078,216
	2 医 薬 費	1,136,880	1,292	1,138,172

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 農 水 産 業 林 費		59,748,774	745,958	60,494,732
	1 農 業 費	14,632,432	77,621	14,710,053
	2 畜 産 業 費	3,411,562	4,528	3,416,090
	3 農 地 費	19,574,802	471,384	20,046,186
	4 林 業 費	16,194,804	27,350	16,222,154
	5 水 産 業 費	5,935,174	165,075	6,100,249
	5 商 工 費		39,915,497	16,515
1 商 業 費		30,607,201	4,822	30,612,023
2 工 鉱 業 費		8,464,354	8,315	8,472,669
3 観 光 費		843,942	3,378	847,320
6 土 木 費		78,126,642	349,000	78,475,642
	1 河川海岸費	15,435,460	88,000	15,523,460
	2 港 湾 費	4,004,541	261,000	4,265,541

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 警 察 費		39,194,307	116,283	39,310,590
	1 警察活動費	3,576,681	116,283	3,692,964
8 教 育 費		166,904,120	226,200	167,130,320
	1 教育総務費	25,709,980	92,323	25,802,303
	2 特別支援 学 校 費	8,979,062	126,672	9,105,734
	3 社会教育費	2,802,438	7,205	2,809,643
歳 出 合 計		715,632,907	3,588,214	719,221,121

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 人吉高校第一体育館改築事業 人 吉 市	平成23年度	千円 249,000
2 県立特別支援学校施設整備事業 熊本市・甲佐町・芦北町	平成23年度	380,499
3 熊本聾学校職業訓練棟耐震改修事業 熊 本 市	平成23年度	74,788

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
医療施設耐震化整備事業	平成23年度 ～平成25年度	千円 3, 336, 848	平成23年度 ～平成25年度	千円 4, 318, 566
	年次別内訳 平成23年度 平成24年度 平成25年度	2, 547, 917 732, 810 56, 121	年次別内訳 平成23年度 平成24年度 平成25年度	3, 331, 224 912, 345 74, 997

第3表 地方債補正 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
土地改良国庫補助事業費	千円 2,283,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金	年5.0% 以 内	据置期間を含め30年以内	千円 2,391,000	(補 正 前 に 同 じ)		
漁 港 国 庫 補 助 事 業 費	801,000	融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部もしくは全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 但し、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借り換えをすることができ	809,000			
計	3,084,000				3,200,000			

平成22年度熊本県一般会計補正予算（第4号）

平成22年度熊本県の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 294,248千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 715,927,155千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		97,468,824	11,907	97,480,731
	1 国庫負担金	38,390,730	11,907	38,402,637
2 繰入金		32,511,334	1,000	32,512,334
	1 基金繰入金	31,732,106	1,000	31,733,106
3 繰越金		215,770	281,341	497,111
	1 繰越金	215,770	281,341	497,111
歳 入 合 計		715,632,907	294,248	715,927,155

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農 水 産 業 林 費		千円	千円	千円
		59,748,774	294,248	60,043,022
	1 畜 産 業 費	3,411,562	294,248	3,705,810
歳 出 合 計		715,632,907	294,248	715,927,155

平成22年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,485,104千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び 手数 数 料		千円	千円	千円
		603,292	3,620	606,912
	1 使 用 料	603,292	3,620	606,912
2 国庫支出金		1,300	9,000	10,300
	1 国庫補助金	1,300	9,000	10,300
3 諸 収 入		10,000	11,000	21,000
	1 雑 入	10,000	11,000	21,000
歳 入 合 計		3,461,484	23,620	3,485,104

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円	千円	千円
		515,689	23,620	539,309
	1 港 湾 費	515,689	23,620	539,309
歳 出 合 計		3,461,484	23,620	3,485,104

平成 2 2 年度熊本県電気事業会計補正予算 (第 1 号)

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年度熊本県電気事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 2 2 年度熊本県電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 事業収益	1, 473, 782 千円	88, 000 千円	1, 561, 782 千円
第 2 項 営業外収益	17, 419 千円	88, 000 千円	105, 419 千円
	支	出	
第 1 款 事業費	2, 269, 279 千円	78, 980 千円	2, 348, 259 千円
第 2 項 営業外費用	755, 876 千円	78, 980 千円	834, 856 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 371, 430 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 965 千円及び過年度分損益勘定留保資金 370, 465 千円で補てんするものとする。) 。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	474, 882 千円	509, 562 千円	984, 444 千円
第 2 項 企業債償還金	178, 860 千円	509, 562 千円	688, 422 千円

熊本県告示第 6 9 3 号

地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 1 7 9 条第 1 項の規定により平成 2 2 年 6 月 2 9 日付けで専決した平成 2 2 年度熊本県一般会計補正予算 (第 5 号) の要領は、次のとおりである。

平成 2 2 年 7 月 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 12 号

平成22年度熊本県一般会計補正予算（第5号）

平成22年度熊本県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 141,350千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 719,656,719千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年6月29日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		781,575	141,350	922,925
	1 繰 越 金	781,575	141,350	922,925
歳 入 合 計		719,515,369	141,350	719,656,719

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 業 費		60,788,980	141,350	60,930,330
	1 畜 産 業 費	3,710,338	141,350	3,851,688
歳 出 合 計		719,515,369	141,350	719,656,719

熊本県告示第694号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により八代市及び八代郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 集合検査

検査区域	検 査 日	検査受付時間	検 査 場 所	対象となる特定計量器
氷川町	平成22年 8月23日	午前10時から午 前11時30分ま で	氷川町役場	非自動はかり（計量法 施行令（平成5年政令 第329号）第5条第 1号又は第2号に掲げ るものを除く。） 、分 銅及びおもり
氷川町	平成22年 8月23日	午後1時から午後 3時まで	氷川町公民館	
八代市	平成22年 8月24日	午前10時から午 後3時まで	J Aやつしろ 北新地支所	
八代市	平成22年 8月25日	午前10時から午 後3時まで	J Aやつしろ 鏡支所	
八代市	平成22年 8月26日	午前10時から午 後3時まで	八代市鏡支所	
八代市	平成22年 8月30日	午前10時から午 後3時まで	八代市東陽支所	
八代市	平成22年 8月31日	午前10時から午 後3時まで	八代市五家荘デ イサービスセン ター	
八代市	平成22年 9月1日	午前11時から午 後3時まで	八代市泉支所	
八代市	平成22年 9月2日	午前10時から午 後3時まで	八代市 泉農村 研修センター	
八代市	平成22年 9月3日	午前10時から午 後3時まで	八代市 南部市 民センター	
八代市	平成22年 9月6日	午前10時から正 午まで	高田公民館	
八代市	平成22年 9月6日	午後1時30分か ら午後3時まで	宮地公民館	

八代市	平成22年 9月7日	午前10時から正 午まで	郡築公民館
八代市	平成22年 9月7日	午後1時30分か ら午後3時まで	金剛公民館
八代市	平成22年 9月8日	午前10時から正 午まで	八千把公民館
八代市	平成22年 9月8日	午後1時30分か ら午後3時まで	松高公民館
八代市	平成22年 9月9日	午前10時から正 午まで	植柳公民館
八代市	平成22年 9月9日	午後1時30分か ら午後3時まで	八代市 農事研 修センター
八代市	平成22年 9月10日	午前10時から正 午まで	坂本中央公民館
八代市	平成22年 9月10日	午後1時30分か ら午後3時まで	太田郷公民館
八代市	平成22年 9月13日	午前10時から午 後3時まで	八代公民館
八代市	平成22年 9月14日	午前10時から午 後3時まで	代陽公民館
八代市	平成22年 9月15日	午前10時から午 後3時まで	代陽公民館
八代市	平成22年 9月16日	午前10時から午 後3時まで	八代市千丁支所

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成22年8月30日から 平成22年9月30日まで	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

3 実施機関

社団法人 熊本県計量協会

熊本県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年7月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前 後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
一般国道	218号	上益城郡山都町仏原字桑鶴 102番地先から 同町仏原字小園 192番1地先まで	前	13.9 ～ 16.3	46.3	単道改 (右折 レーン 設置に 伴う拡 幅)
			後	14.3 ～ 20.7		
一般県道	仏原高森 線	上益城郡山都町仏原字桑鶴 125番地先から 同所 96番1地先まで	前	4.2 ～ 12.6	153.5	単道改 (バイ パス発 生)

		上益城郡山都町仏原字桑鶴 125番地先から 同所 96番1地先まで	後	4.2 ～ 12.6	153.5
		上益城郡山都町仏原字桑鶴 102番地先から 同所 96番1地先まで		10.0 ～ 27.6	

2 区域を変更する期日 平成22年7月6日

熊本県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年7月6日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町葉木 80番2地先から 同所 47番1地先まで	198.3	地基創 改（改 築に伴 う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成22年7月6日

公 告

熊本県公告第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営和水西部地区（永浦工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営和水西部地区（永浦工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年7月7日から平成22年8月4日まで
- 縦覧場所
和水町役場

熊本県公告第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営和水西部地区（竹本工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営和水西部地区（竹本工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 縦覧期間
平成22年7月7日から平成22年8月4日まで
- 縦覧場所
和水町役場

熊本県公告第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営和水西部地区（大田黒工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営和水西部地区（大田黒工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年7月7日から平成22年8月4日まで
- 3 縦覧場所
和水町役場

熊本県公告第387号

県有財産を次のとおり売却する。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 物件の表示
熊本市錦ヶ丘168番
土地宅地 833.25平方メートル（実測：833.39平方メートル）
最低売却価格54,100,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 3 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 4 入札期日及び場所
平成22年8月24日（火） 午前11時
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階 監理課入札室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書等を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成22年8月17日（火）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
(3) 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成22年9月6日（月）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課（電話096-333-2122）

熊本県公告第388号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営梅洞地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営梅洞地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年7月7日から平成22年8月4日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営梅洞地区土地改良事業（農地保全施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営梅洞地区土地改良事業（農地保全施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成22年7月7日から平成22年8月4日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所

熊本県公告第390号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成22年7月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
熊本駅新幹線高架下商業施設
熊本市春日三丁目1046-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 設置する者

名称及び代表者氏名	住 所
九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 唐池恒二	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

(2) 小売業を行う者

未定

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成23年3月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,115平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南西側 43台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 37台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南西側 130平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南西側2箇所 39.5立方メートル・10立方メートル
合計49.5立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- みやげもの店（小売業者未定） 午前8時から午後9時まで
- コンビニエンスストア（小売業者未定） 24時間営業
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 駐車場敷地北側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間

- 7 届出年月日
平成22年6月21日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
平成22年7月6日から平成22年11月6日まで

登載依頼

平成22年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により、熊本県知事から委任を受けた平成22年度行政書士試験を次のとおり実施します。
平成22年7月6日

財団法人行政書士試験研究センター 理事長 木寺 久

- 1 試験期日 平成22年11月14日（日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 熊本大学 黒髪北地区（熊本市黒髪二丁目39番1号）
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成22年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。
- * 記述式は、40字程度で記述するものを出题します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 平成22年8月2日（月）から9月3日（金）まで
- イ 受付場所 財団法人行政書士試験研究センター
受験願書と一緒に配布する封筒により簡易書留郵便で郵送してください（あて先は印刷されています）。9月3日の消印があるものまで受け付けます。
- ウ 提出書類 受験願書一式（配布場所についてはオをご覧ください。）
- エ 受験手数料 7,000円
受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。
- オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所
- (ア) 郵送配布
 - a 配布期間 平成22年8月2日（月）から8月27日（金）まで
郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ）を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください（8月27日必着のこと。）。
 - (a) 名 称 財団法人行政書士試験研究センター
 - (b) 住 所 〒100-8779 郵便事業株式会社 銀座支店
- (イ) 窓口配布

- a 配布期間 平成22年8月2日(月)から9月3日(金)まで
- b 配布場所
 - (a) 熊本県庁新館1階情報プラザ及び総務部市町村総室(熊本市水前寺六丁目18-1)
 - (b) 宇城地域振興局総務部総務振興課(宇城市松橋町久具400-1)
 - (c) 玉名地域振興局総務部総務振興課(玉名市岩崎1004-1)
 - (d) 鹿本地域振興局総務部総務振興課(山鹿市山鹿1026-3)
 - (e) 菊池地域振興局総務部総務振興課(菊池市隈府1272-10)
 - (f) 阿蘇地域振興局総務部総務振興課(阿蘇市一の宮町宮地2402)
 - (g) 上益城地域振興局総務部総務振興課(上益城郡御船町辺田見396-1)
 - (h) 八代地域振興局総務部総務振興課(八代市西片町1660)
 - (i) 芦北地域振興局総務部総務振興課(葦北郡芦北町芦北2670)
 - (j) 球磨地域振興局総務部総務振興課(人吉市西間下町86-1)
 - (k) 天草地域振興局総務部総務振興課(天草市今釜新町3530)
 - (l) くまもと県民交流館パレア(熊本市手取本町8-9 テトリア熊本内)
 - (m) 熊本県行政書士会(熊本市水前寺公園28-47 嘉悦ビル1階)

(ウ) 配布時間 上記(a)から(k)までについては、午前8時30分から午後5時15分まで
 上記(l)については、午前9時から午後9時まで
 上記(m)については、午前9時から午後5時まで

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

(ア) 財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決済のみとなります。
- (イ) 利用できるクレジットカード VISA・Master・UC
- (ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

- (ア) 平成22年8月2日(月)午前9時から8月31日(火)午後5時まで
 この出願システムは、8月31日(火)午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
- (イ) 最終日(8月31日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先(問い合わせ先)

財団法人行政書士試験研究センター
 電話番号 03(5251)5600

5 特例措置の実施

身体機能に障害のある方で試験中に特例措置(点字試験を含む。)を希望される方は、申請の手続きが必要となります。受験申込みに先立って財団法人行政書士試験研究センターへ必ずご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

- (1) 日 時 平成23年1月24日(月)午前9時
- (2) 方 法 財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)に合格者の受験番号を登載します。

熊本県医療審議会公告第1号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。
 平成22年7月6日

熊本県医療審議会
 事務局幹事 倉永保男

- 1 開催日時
平成22年7月13日(火)
午後2時から午後4時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
(1) 議案
ア 医療法人の設立認可について
イ 医療法人の解散認可について
ウ 医療法人の理事長選任特例認可について
エ 社会医療法人の認定について
オ 平成21年度医療提供体制推進事業費補助金及び平成21年度医療提供体制施設整備交付金における事業計画の事後的評価について
(2) その他
医療審議会医療法人部会委員の指名について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局(熊本県健康福祉部医療政策総室)
(電話096-333-2205)

熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号

平成22年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。
平成22年7月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成22年7月13日(火)
午後1時30分から(3時間程度)
- 2 開催場所
熊本市月出三丁目1番100号
熊本県立大学本部棟2階 大会議室
- 3 議題
・財務諸表及び利益処理の承認に対する意見
・平成21年度業務実績の評価に関すること 等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部県政情報文書課(電話096-333-2061)

熊本県環境審議会公告第2号

第1回熊本県廃棄物処理計画検討委員会の会議を次のとおり開催する。
平成22年7月6日

熊本県環境審議会
会長 篠 原 亮 太

- 1 開催日時
平成22年7月9日(金)
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議題

- (1) 委員長及び副委員長の選任について
- (2) 第3期熊本県廃棄物処理計画の策定について
- (3) 廃棄物の現状・課題等について

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部廃棄物対策課企画調整班）
（電話096-333-2277（ダイヤルイン））

正 誤

平成21年1月16日熊本県公告第22号（土地改良区役員の退任及び就任）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	43	田中 文彦	田中 文彦
	48	三浦 隆昭	三浦 隆昭
8	5	齋藤 照	齊藤 照
	6	田中 文彦	田中 文彦
	11	三浦 隆昭	三浦 隆昭